

取引適正化・価格転嫁促進シンポジウム開催運営及び事例集作成委託業務 企画提案募集要項

1 目的

本県では、適正な取引促進・適切な価格転嫁を通じてサプライチェーンの維持・強化、中小・小規模事業者の付加価値や稼ぐ力の向上、賃上げにつなげ、地域経済を活性化するため、県内の行政機関、経済団体、労働団体及び金融団体（以降「共同宣言団体」という。）とともに「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出し、さまざまな取組を実施している。

現在、価格転嫁の交渉はできたという受注者は増えているものの、コスト上昇分に対する価格転嫁率は伸び悩んでいる。さらに、米国関税措置の影響により、価格転嫁の動きが鈍る可能性も指摘されている。

このような状況の中、本事業では、価格転嫁を進める県内中小・小規模企業の後押しをするため、シンポジウムの開催と事例集の作成を行うもの。

2 事業の内容

別添「仕様書」を参照

3 委託の方法

事業実施に当たっては企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と事業仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議する。

4 委託金額限度額

委託金額の上限は 5,216,019 円（消費税及び地方消費税込み）とする。

なお、委託料の支払方法は精算払とする。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定に基づき、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3 の規定に該当する場合は、全額免除とする。

5 委託契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 25 日（水）まで

6 応募資格

応募の資格者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 6・7 年度入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと、又は受ける見込みがないこと。
- (3) 愛知県内に本社・支社又は営業所を持つ法人又は法人以外の団体であること。
- (4) 過去 5 年間（2021 年度から 2025 年度の間）に類似事業（役務の提供等：広告企画・代行及びシンポジウム等の企画・運営）を受託した実績があること。
- (5) 国税及び地方税に未納がないこと。

- (6) 「愛知県知事が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

7 応募方法等

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画応募書(様式 1)

(イ) 企画提案書(任意様式)

「参考様式」の記載内容を踏まえて記載すること。

(ウ) 経費積算書(様式 2)

(エ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式 3)

(オ) 事業実施体制及び類似事業の受託実績(任意様式)

(カ) 添付書類(提出者(団体)の概要がわかる資料)(任意様式)

※なお、契約時には、県税を滞納していないことを証する書類(法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税)の滞納がないことの証明書及び法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書を求める。

イ 提出部数

上記アの(ア)～(カ)については 10 部(正本 1 部、副本 9 部)をそれぞれ提出すること。

ウ 提出仕様

A4 判 縦置き 横書き 左綴じ(A3 判を使用する時は 3 つ折りにすること。)

エ 提出期限

2025 年 10 月 17 日(金)午後 5 時(必着)

※提案書の不備等があり、提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とし、提出書類は返却しません。

オ 提出方法

提出先に持参、郵送(配達証明に限る。)又は宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)により提出すること。FAX や電子メールによる提出は不可。

※直接持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

カ その他

- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出後の企画提案応募書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属する。
- ・採用された企画の実施にあたり、県と協議の上内容を変更することがある。

(2) 提出先・応募に関する問合せ先

〒460-8501(住所記載不要)

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 経営支援・調整グループ

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号(本庁舎 1 階)

8 提案の審査・選定等

（１）審査方法

提出された企画提案書等について、愛知県において書面による形式審査により 3 案程度を選定したあと、愛知県が設置する審査委員会において、書面で審査を行い選定する。形式審査及び審査委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せには応じない。

（２）審査基準

審査委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業の全体の基本方針、スケジュール

- ・事業の趣旨を理解し、事業実施効果が期待できるものか。
- ・全体スケジュールは適切か。

イ 事業の実施体制

- ・事業実施体制や事業の進め方及び担当者と会社の過去の類似実績等から、当事業を確実に実施することが期待できるか。

ウ 事業実施内容

（ア）シンポジウムの開催

- ・会場設営は、円滑な進行ができるものとなっているか。
- ・当日の人員配置は、適切か。
- ・オンライン配信を適切に実施できる内容となっているか。

（イ）事例集の作成

- ・制作方針は、事業実施効果が期待できるものになっているか。
- ・制作方法、スケジュールは適切な内容となっているか。

エ 追加提案項目（事業目的を達成するために効果的な内容か）

オ 経費積算（事業費の積算は適切か）

カ 社会的価値の実現に資する取組状況（取組の有無）

（３）審査結果の通知

審査結果（合否）については、全提案者に対して文書で通知する。

9 事業に関する質問

本事業に関して質問がある場合は、以下により、質問書を提出すること。

（１）質問書の様式

任意様式による。

（２）提出期限

2025 年 10 月 8 日（水）15 時（必着）

（３）提出方法

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課経営支援・調整グループに電子メールで提出すること。

- ・件名：「シンポジウム開催運営及び事例集作成委託業務に関する質問」
- ・電子メールアドレス：kinyu@pref.aichi.lg.jp

（４）質問への回答

2025 年 10 月 10 日（金）までに電子メールで回答する。

10 スケジュール（予定）

2025年10月 8 日（水）	質問書の提出期限
10月10日（金）	質問への回答
10月17日（金）	企画提案書の提出期限
10月下旬	審査委員会・契約

11 その他

- （１）委託事業の開始から終了までの間、事業の経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- （２）著作権をはじめ、本事業の成果品における一切の権利は、県に帰属すること。
- （３）委託事業に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- （４）受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。

12 問合せ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課

経営支援・調整グループ

電 話 052-954-6332（ダイヤルイン）

F A X 052-954-6924

メール kinyu@pref.aichi.lg.jp